

クールシェアたてばやし2025 実施要領

1 趣旨

夏の暑い日に、家庭の消費電力の半分以上を占めるエアコンの使用台数を減らし、なるべく1つの部屋で過ごしたり、公共施設や商業施設、自然の多い場所に出かけるなど、涼しい場所をみんなで共有（シェア）する取組を「クールシェア」といいます。館林市では、「クールシェア」の普及啓発を図り、ライフスタイルの変容を促すことで家庭でのエネルギー使用量削減、温室効果ガス排出量削減等につなげていきます。この取組は、たてばやし5つのゼロ宣言の「宣言2 温室効果ガス排出量ゼロ」に寄与するものです。

2 実施期間

令和7年6月1日（日）から令和7年10月31日（金）まで

3 「クールシェアスポット」募集概要

涼しく快適に過ごせる施設を募集し「クールシェアスポット」として登録するとともに、その周知を図ります。

(1) 対象となる施設

夏の暑い日に、市民の方が涼しく快適に過ごせる公共施設や商業施設、自然の多い場所等を対象とします。その他、熱中症防止対策のため短時間滞在する場所を提供できる施設

(2) 施設の要件

クールシェアの趣旨に賛同し、次の要件を備える施設

①涼しく快適に過ごせる場所であること（冷房を使用する施設に限りません。

また、過剰に空調温度を低くする必要もありません。）

②誰もが利用できる場所であること

(3) 登録申込

登録を希望する施設は、別記様式「クールシェアたてばやし2025施設登録申込書」に必要事項を記入の上、館林市地球環境課へ提出するものとします。

4 登録

市は、登録申込があった場合において、審査の結果、適当であると認めるときは、「クールシェアスポット」として登録を行います。「クールシェアスポット」として登録した施設は、市からのサポートを受けることができます。登録した施設は、登録及びサポートに対する費用負担はありません。

5 市からのサポート

「クールシェアスポット」として登録した施設には、市ホームページ等において施設紹介等の情報を掲載し、広く情報発信を行います。また、「クールシェアスポット」として目印となるような掲示物を配布します。

6 その他

「クールシェアスポット」は、気候変動適応法に基づき、市が指定する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルターという。）とは異なります。なお、クーリングシェルターと重複して登録することも可能です。